

# 中原区薬剤師会会則

(平成27年5月改定)

- 第1条 本会は中原区薬剤師会と称する。
- 第2条 本会は公衆の厚生福祉に寄与し、薬業界の進歩発達及び会員相互の親睦と向上を図るを目的とする。
- 第3条 本会の事務所を川崎市中原区小杉町2-288-4に置く。
- 第4条 本会の会員は中原区内の薬局、医薬品販売業者または区内在住の薬剤師とする。
- 第5条 本会の会員は神奈川県薬剤師会、川崎市薬剤師会に加入するものとする。
- 第6条 本会の会員は下記の義務を負う。
1. 第2条の本会の目的を厳守し、会の行事に参加すること。
  2. 本会の組織を維持発展させる為、会に対して寄与すること。
  3. 会に対して迷惑行為を行わないこと。
- 第7条 会員が下記に該当するときは理事会3分の2以上の賛成の議決を経て除名することができる。
1. 会費を滞納し、その催告を受けた後、6ヶ月以上これを支払わなかった時。
  2. 本会の目的を妨げんとする行為があった時。
  3. 犯罪その他本会の利益を害する行為があった時。
- 第8条 会員は氏名、住所、業務の変更があった時は遅滞なく本会に届けなければならない。
- 第9条 本会の活動、運営に関し、特に功労があった場合は表彰する事ができる。
- 第10条 本会は下記の役員を置く。
- |     |     |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名  |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 会 計 | 1名  |
| 監 事 | 2名  |

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
1. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理し会務を掌る。
  2. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
  3. 会計は経理を掌る。
- 第12条 相談役を置くことができる。
- 第13条 監事は本会の会計を監査し、総会に報告しなければならない。
- 第14条 会長、監事及び川崎市薬剤師会理事は総会において選出する。副会長、理事、会計は会長指名とする。
- 第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第16条 会議を分ちて総会、理事会、正副会長会とする。
- 第17条 総会は通常総会、臨時総会とする。
1. 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。
  2. 総会は会員の過半数により成立し、議決は出席会員の過半数により決する。
- 第18条 理事会は必要に応じて会長が召集する。
- 第19条 本会の入会金は50,000円とする。また、本会の会費は毎月3,000円とする。
- 第20条 本会の経理は入会金、会費その他の収入により之に充てる。
- 第21条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本会に入会を希望する者は、会則第6条を深く理解しこれを厳守するものでなければならない。